

まちづくりセンターの評価・検証に伴う市の方針について

項目	各報告書及び提言書からの意見 ※【】内の記載は各意見の提出団体	市の方針等
① 設置の目的	●まちづくりセンター（以下、「センター」という）は、引き続き協働のまちづくりの活動拠点とする。【浜田市協働のまちづくり検討部会】 ●設置目的のより一層の達成のため、地区まちづくり推進委員会が複数あるセンターへの支援と、情報発信の強化を図ること。【浜田市協働のまちづくり検討部会】 ●センターが SNS 等を活用し、事業拡大や効率化を図ることができるよう、活用について検討すること。【浜田市社会教育委員の会】	◆センターは、引き続き協働のまちづくり及び社会教育推進の活動拠点とする。 また、設置目的のより一層の達成のため、情報発信の強化については、令和 5 年度からすでにインスタグラム等の運用を始めており、引き続き SNS や地域の回覧板等の紙媒体を活用し、情報発信の強化に努める。
② 名称等	●様々な媒体を活用し、幅広い世代への情報発信に取り組み、事業等に参画する人を増やし、名称の浸透を図ること。【浜田市協働のまちづくり検討部会】	◆名称の浸透を図るため、センターの情報発信を更に強化するとともに、センターで行っている事業や活動に参画する人を増加する取り組みを図る。
③ 所管	●引き続き市長部局の所管とし、教育委員会と連携した取組を継続すること。【浜田市協働のまちづくり検討部会】	◆引き続き市長部局の所管とし、社会教育の推進については、教育委員会と連携した取組を継続する。 また、社会教育の推進にあわせて協働のまちづくりについて、研修等を通じてセンター職員へ伝えていく。
④ 業務（事業）	●現状の業務（事業）を基本としながらも、業務量が多いセンター（特に地区内に学校数が多いセンターや、地区まちづくり推進委員会の事務局業務量が多いセンター）については、業務内容を把握・整理し、必要に応じて職員体制等を充実すること。【浜田市協働のまちづくり検討部会】 ●エリア内に複数の学校があるセンターについては、職員数に対して受け持つ学校数が多いことから職員の負担となっている。また、事業実施のための各センターの予算については、現在一律の配分となっているため、事業が多いセンターや、エリア内の人口規模が大きいセンターに対する配慮ができていないと考える。 これらのことから、担当課においては、実状に応じた職員の配置や予算配分を行うこと。【浜田市社会教育委員の会】	◆センターの主な業務は、浜田市まちづくりセンター条例に掲げる次の事業を継続して行う。 ア 協働のまちづくりの推進 イ 社会教育及び生涯学習の推進 ウ その他センターの設置目的を達成するために必要な業務 ◆センター事業の実施に必要な予算（センター活動費）については、次のとおりとする。 ・基本額 500,000 円 なお、規模の大きい学校や複数の学校を抱えるセンターは学校支援に係る必要経費などが多く、令和 7 年度からは各小中学校のコミュニティ・スクールに係る業務も行なう。 また、人口が多いセンターは事業にかかる必要経費が多くかかるため、人口が 4,000 人を超えるセンターには加算額を上乗せする。 ・加算額 100,000 円

⑤ 職員	●全体の職員数は現状を維持しつつ、業務量が多いセンターについては、業務内容を把握・整理し、必要に応じて職員体制を充実すること。【浜田市協働のまちづくり検討部会】 ●拠点機能が人口規模や業務量に見合っていない浜田地域においては、社会教育委員の会からの提言も踏まえた拠点整備及びまちづくりセンターの実情に即した人員配置を早急に図ること。 【浜田市議会 協働のまちづくり推進特別委員会】 ●職員の社会教育士称号取得者が少ない地域においては、他の地域の社会教育士の職員を配置するなど、勤務場所の変更も有効と考える。【浜田市社会教育委員の会】	◆職員配置の基準(センター長1名、主事2名)は維持する。 なお、規模の大きい学校や複数の学校を抱えるセンターは、学校支援に係る学校との連絡調整やボランティア確保等、職員の負担が大きく、令和7年度からは各小中学校のコミュニティ・スクールに係る業務も行なう。 また、人口が多いセンターは行政窓口の件数が多く、対応する職員の負担が増えているため、人口が4,000人を超えるセンターについては主事を3名とする。 ・(仮称)長沢サブセンター新築に伴い、石見まちづくりセンターに主事を新たに2名配置する。 ◆協働のまちづくり並びに社会教育の推進のため、職員研修の一環として、センター職員の配置転換の実施について検討する。 また、職員体制については、今後にも必要に応じて検討する。
⑥ 職務	●センター長、主事及びその他の職員の職務については、現状を継続しつつ、全てのセンターにおいて事務分担や情報共有ができるよう努めること。【浜田市協働のまちづくり検討部会】 ●まちづくりコーディネーターは引き続き配置しながら、地区単位での支援の仕組み等新たな体制について検討すること。【浜田市協働のまちづくり検討部会】 ●現まちづくりコーディネーターは、地区まちづくり推進委員会の設立支援及び活動支援等で精力的に活動されており、主役である地域住民に寄り添い、まちづくり活動のアイデアを与える存在である。また、行政と市民をつなぐ重要な役割も担っているため、所期の目的が達成されるまで取組を継続されたい。【浜田市議会 協働のまちづくり推進特別委員会】	◆職務については、現状を継続し、全てのセンターにおいて事務分担や情報共有ができるよう努める。 ◆まちづくりコーディネーターは浜田地域の地区まちづくり推進委員会設立及び複数の委員会があるセンターへの支援を中心に継続配置する。 また、事務支援等を希望する地区まちづくり推進委員会については、試行的に実施している地区サポーターの配置等による支援を行う。
⑦ 開館時間及び休館日	●開館日と開館時間については現状を維持する。 【浜田市協働のまちづくり検討部会】	◆開館日と開館時間については現状を維持する。
⑧ 使用料及び使用料の減免	●減免規定も含め、施設使用料については現状を維持する。【浜田市協働のまちづくり検討部会】	◆減免規定も含め、施設使用料については現状を維持する。

⑨ 使用許可	●施設使用許可については現状を維持する。【浜田市協働のまちづくり検討部会】	◆施設使用許可については現状を維持する。
⑩ 運営推進委員	●運営推進委員の定員については現状を維持しつつ、選任基準等については見直しを図ること。【浜田市協働のまちづくり検討部会】	◆運営推進委員の定員については現状を維持するとともに、令和7年度から以下の団体等からの委員を選任する。 ・地区まちづくり推進委員会や町内会等の代表者または役員 ・社会教育関係団体（文化振興団体、スポーツ振興団体等）の代表者または役員 ・その他、まちづくりセンター長が認める者
⑪ 運営方式	●運営方式については、市直営の運営を継続すること。【浜田市協働のまちづくり検討部会】 ●社会教育を基盤とした協働のまちづくりを、今後一層推進していくためには、社会教育やまちづくりに関する研修や情報交換会を定期的に行い、職員の資質向上を図っていくことや、地域を越えたセンター同士のつながりづくりを図ることで、互いに高め合っていくことが大切。これらを安定してセンターへ届けていくためには、今後も市直営での管理運営を継続することが望ましい。【浜田市社会教育委員の会】	◆運営方式については、市直営の運営を継続しながら、他の手法についても調査研究を行う。
⑫ 社会教育の推進体制	●社会教育の事業の拡大や変化があったセンターの取組や情報を全体で共有し、連携できる体制づくりに努めること。【浜田市協働のまちづくり検討部会】 ●社会教育に精通した人材を活用し、協働推進員等の市職員に対する研修を実施すること。【浜田市協働のまちづくり検討部会】 ●センター職員の社会教育士称号取得の促進に引き続き取り組むこと。【浜田市社会教育委員の会】	◆センター職員等の研修時に意見交換の場を設け、各センターの取組や情報を全体で共有し連携する。 ◆社会教育の事業の拡大に向けて、引き続き社会教育士の称号取得を推進する。 ◆社会教育の考え方や手法は、協働のまちづくりの基盤となるものであり、協働推進員をはじめ、市職員に対する研修を実施する。
⑬ 連絡調整体制	●連絡調整体制(全体連絡会議、センター長会議、主事会議等)については現状を維持する。【浜田市協働のまちづくり検討部会】	◆連絡調整体制(全体連絡会議、センター長会議、主事会議等)については現状を維持する。
⑭ 職員の育成	●研修回数は現状を維持しながら、内容についてはより充実を図ること。【浜田市協働のまちづくり検討部会】 ●社会教育士に対する優遇措置については、継続課題として引き続き検討すること。【浜田市協働のまちづくり検討部会】 ●地域の実情に即した活動が推進されるよう、まちづくりセンター職員に対する研修を積極的に	◆研修回数は現状を維持しながら、内容については、職員や地域のニーズを把握し実施する。 ◆社会教育士に対する優遇措置については、継続課題として引き続き検討する。 ◆（再掲）協働のまちづくり並びに社会教育の推進のため、職員研修の一環として、センター職員の配置転換の実施について検討する。

	提供し、引き続き地域での社会教育及び生涯学習を推進すること。【浜田市議会 協働のまちづくり推進特別委員会】	
⑮ 保険	●まちづくりセンターに関連する保険を比較・整理し、より市民が安心してまちづくり活動に取り組めるよう内容の見直しを検討すること。【浜田市協働のまちづくり検討部会】	◆まちづくりセンターに関連する保険については、より市民が安心してまちづくり活動に取り組めるよう内容を検討する。